

## 令和7年度「気候風土適応住宅の独自基準策定の支援」の申請手続き

### STEP 1 自治体との連携及び書類作成

建築関係団体等は、気候風土適応住宅の独自基準策定を検討している自治体と連携し、以下の必要書類をご用意ください。様式1と参考様式を用意しておりますので、ホームページからダウンロードし、ご利用ください。

複数年にわたる活動をすでに行っている場合も実施期間内の活動に係る費用は支援対象になります。

[実施期間] 「承認日」～令和8年1月末日

[支援金額] 1自治体あたり上限300万円

(必要書類)

#### ① 令和7年度 気候風土適応住宅独自基準策定の支援申請書【様式1】

建築関係団体と自治体の連絡先を記入してください。申請に関するメール等は双方に共有していただきます。

#### ② 活動内容・計画書

独自基準策定に向けた活動の全体計画を時系列でご記入ください。過年度から複数年にわたる独自基準策定のための活動が行われている場合は、今年度の申請支援対象が分かるよう作成してください。

#### ③ 自治体との連携の確認ができる書類（覚書等）

建築関係団体と自治体の双方で本支援対象の活動が必要と共通認識されていることが確認できる資料等をご用意ください。

複数年にわたる活動で過年度の実施がわかる資料等をご用意いただける場合は、あわせて提出をお願いいたします。

- 例) ・自治体と建築関係団体で交わした「覚書」
- ・自治体からの「独自基準策定の検討会等へ参加依頼書」
- ・自治体からの「本支援の申請の承認通知書」

#### ④ 見積書

支援期間内の支援対象の活動に係る費用の見積書を作成してください。

※自治体職員の人件費や旅費は支援の対象に含まれませんのでご了承ください。

#### ⑤ その他

協会が必要と判断するものがある場合は依頼いたします。

### STEP 2 申請書の提出 [ 募集開始 ～ 12月15日 (予算達成次第終了) ]

STEP 1 で作成した必要書類を協会に電子メールで提出してください。

※送付先や注意事項は、3 ページ目「申請書類の提出先・提出方法」を参照ください。

審査完了後、承認を通知し、「業務請負契約」の手続きを行います。

※承認通知日以降の活動が支援対象となりますのでご注意ください。

### STEP 3 活動計画や費用の変更

活動の内容や金額に大きな変更がある場合は、随時協会にご連絡ください。  
増額変更の場合は、その時点での予算の状況によりますが、再度業務請負契約の締結を行います。

### STEP 4 活動の実施報告の書類作成

活動終了後、成果と費用について、以下の必要書類をご用意ください。様式2と参考様式を用意しておりますので、ホームページからダウンロードし、ご利用ください。

(必要書類)

- ① 令和7年度 気候風土適応住宅の独自基準策定の実施報告書【様式2】  
独自基準の策定状況や活動の成果、今後の予定について報告書に記入してください。
- ② 活動の実施内容や成果が確認できる資料  
活動報告書や検討中の基準(案)など、実施された活動の成果が確認できる資料をご用意ください。  
例) ・ 検討会や説明会などの議事録・実施報告書  
・ 気候風土適応住宅の独自基準(案)、チェックシート(案)  
・ 独自基準申請ガイドライン(案)  
・ 独自基準審査ガイドライン(案)
- ③ 精算書及び請求書  
承認日以降の活動に係る費用について作成してください。
- ④ 精算書及び請求書の根拠資料  
振込伝票や領収書等の支払いの証明書、人件費の算出根拠となる業務日報、議事録や出席者リスト等をご用意ください。
- ⑤ その他  
協会が必要と判断するものがある場合は依頼いたします。

### STEP 5 報告書の提出 [「承認日」～令和8年1月末日までの報告]

STEP 4 で作成した必要書類を協会に電子メールで提出してください。  
※送付先や注意事項は、申請書提出時と同様に3ページ目「申請書類の提出先・提出方法」を参照ください。

審査完了後、策定に係る費用の確定を通知し、請求書の確認をもって協会より建築関係団体等の口座に振り込まれます。

※実施期間終了後、独自基準の策定や運用の取り組みについて、アンケート調査やヒアリング等にご協力いただく場合があります。

## 申請書類の提出先・提出方法

メール送付に当たっては文章の真正性・確実な送付を担保するため、提出の際は以下の点に注意してください。

- ・ 建築関係団体等から協会へメールを送付する際は、CCに自治体を入れてメールを共有してください。
- ・ 協会に送付する際は、下記①②の2つのメールアドレス宛に次の文面のメールを送付してください。

件名：【kkj独自基準策定】建築関係団体名\_申請の正式提出

本文：添付したファイルの通り正式に申請します。

- ・ ファイルを受け取りましたら受領した旨をお伝えします。
- ・ やり取りを行ったメールの保存を行ってください。なお、保存期間は、支援金を受領した年度から5カ年度間です。

(申請書類のメール先)

一般社団法人 環境共生活ちづくり協会 (kkj)

メールアドレス：① [kikou@kkj.or.jp](mailto:kikou@kkj.or.jp)

② [info-kikou@kkj.or.jp](mailto:info-kikou@kkj.or.jp)